



鳥取県公報

平成 23 年 12 月 6 日 (火)
第 8 3 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	臨時種畜検査の実施 (707) (畜産課) 2
	保安林の指定の解除予定 (708) (森林・林業総室) 2
	公共測量の実施 (709) (技術企画課) 2
	県道の区域の変更 (710) (道路企画課) 3
	県道の供用の開始 (711) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止 (712) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (713) (〃) 3
◇ 監査公告	監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置の公表 (11) 4
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (景観まちづくり課) . . 4
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表
	(2件) (東部総合事務所県土整備局) 5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (教育委員会教育環境課) 5
◇ 正 誤	平成23年3月18日付鳥取県条例第28号中訂正 6

告 示

鳥取県告示第707号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づき、臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成23年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

検 査 日 時	検 査 場 所	家畜の種類
平成24年1月20日 午後1時30分から	東伯郡琴浦町大字松谷606 鳥取県農林総合研究所畜産試験場	牛

鳥取県告示第708号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字久原字寺谷942の41から942の44まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第709号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成23年11月14日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市松並町一丁目及び二丁目の全部並びに同市秋里の一部

鳥取県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年12月6日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
網代港岩美停車場線	岩美郡岩美町大字田後字城原610-2地先から同地先まで	変更前	6.3~7.0	46.0
		変更後	6.3~31.1	46.0

鳥取県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年12月6日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
網代港岩美停車場線	岩美郡岩美町大字田後字城原610-2地先から同地先まで	平成23年12月6日

鳥取県告示第712号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年12月6日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
福田源次郎	福田内科医院	鳥取市瓦町304	平成23年11月22日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第713号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年12月6日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
福田源次郎	福田内科医院	鳥取市瓦町304	平成23年11月22日	介護予防居宅療養 管理指導

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県議会議長から平成23年11月14日付鳥取県監査委員公告第10号で公表した平成22年度決算に係る監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年12月6日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 興 治 英 夫
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置

指摘事項	講じた措置
政務調査費に係る交付金について、交付金額に誤りがあった。	指摘のあった事項に係る収支報告書の修正は、平成23年10月11日までに行われるとともに、収支報告書の修正に伴い新たに発生した残額については、同月20日までに全額返還された。 また、新たに発生した交付不足額については、同月14日までに全額交付（歳入戻出）した。 政務調査費返還額 33,195円 政務調査費交付額 5円

公 告

平成23年鳥取県公報第8330号で公告した（仮称）サンマート新郡家店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成23年12月20日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成23年12月6日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山町 西一丁目692	鳥取市賀露町西 二丁目2820外1 筆（1,881平方メートル）	砂（3,840立方メートル）	平成23年11月28日から 平成24年11月27日まで	平成23年11月 28日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成23年12月6日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社森本組 代表取締役 森本 省治	鳥取市湖山町東二丁目 245	鳥取市三津 字大浜1072 -139外2筆 (9,304平方メートル)	砂（23,359立方メートル）	採取の期間	平成22年 11月26日 から平成 23年11月 25日まで	平成22年 11月26日 から平成 24年5月 25日まで	平成23年11月 10日

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--------------------------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成23年10月28日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 日本環境安全事業株式会社
東京都港区芝一丁目7-17 |
| 5 契約金額 | 73,997,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。
（政令第10条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271 |

正 誤

平成23年3月18日公布の鳥取県条例第28号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 21

行 8及び9

誤 （平成23年法律第 号）

正 （平成23年法律第32号）